

諮詢番号：令和2年度 諒問第6号

答申番号：令和2年度 答申第7号

答 申 書

第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

第2 主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

自分の承諾を得ずに○（以下「業者B」という。）から請求人に係る片耳分の耳かけ型の補聴器（以下単に「耳かけ型」という。）の見積書（以下「本件見積書C」という。）を提出され、令和2年2月28日付で両耳分（2個）の耳あな型の補聴器（以下単に「耳あな型」という。）に係る補装具費の支給を認めないこととする処分（以下「本件却下処分」という。）が行われ、同年3月2日付で右耳分（1個）の耳かけ型に係る補装具費の支給決定（以下「本件支給決定」という。）が行われた。申請したものと審査された書類が違う。

したがって、本件却下処分及び本件支給決定（以下これらを「本件処分」という。）の取消しを求める。

2 処分庁（札幌市○区保健福祉部長）の主張の要旨

両耳分の補聴器に関しては、請求人は就労しておらず、職業上特に必要と認める事実が発生していない。耳あな型に関しては、請求人に係る医師が作成した「補装具費支給意見書（補聴器）」（以下「本件意見書」という。）において、耳あな型を必要とする医学的理由の記載はなく、身体障害者手帳交付に係る身体障害者診断書・意見書においても、耳介の欠損や変形等の耳かけ型又はポケット型の補聴器（以下単に「ポケット型」という。）の使用が困難な医学的所見は記載されていない。

このような状況から、処分庁は、札幌市身体障害者更生相談所長（以下「更生相談所長」という。）の判定結果に基づき本件処分を行ったところであることから、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件請求は棄却されるべきである。

第3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

1 審理員意見書の要旨

(1) 事案の概要

ア 令和元年12月16日、請求人から、処分庁に対し、郵送にて、本件意見書及び○（以下「業者A」という。）の作成した見積書（以下「本件見積書A」という。）が提出された。なお、この中に「補装具費支給申請書」は同封されていなかった。

イ 令和元年12月18日、処分庁の補助機関である担当者（以下「担当者」という。）が本件見積書Aを確認したところ、以下のとおり疑義・不明箇所があった。

(ア) 個数が両耳分（2個）となっているが、左右両耳分を支給できるのは、職業上等特に必要と認められる場合に限っており、請求人は対象外と考えられる。個数を片耳分のみに変更する場合、見積金額を修正する必要がある。

(イ) 耳あな型が記載されているが、請求人は、耳介に欠損や変形は無く、耳かけ型が使用可能で、かつ、日常的にヘルメットを着用する業務にも従事していないため、耳あな型の支給対象者には該当しないと考えられる。

(ウ) 耳あな型と耳かけ型が併記計上され、耳あな型の金額から耳かけ型の金額を差し引いた金額が自己負担分として計上されているが、自己負担額が高額であり、請求人はこの額を自ら支払うことを想定しているのか不明である。このため、担当者は、同日、業者Aに連絡し、前記3点及び申請書が未提出であることについて請求人への確認を依頼した。

これに対して、業者Aからは、請求人の了承を得た上で、訂正した見積書を改めて提出する予定との回答があった。

ウ 令和元年12月20日、請求人が処分庁に対し補装具費支給申請書を提出し、補装具費支給申請（以下「本件申請」という。）を行った。

なお、この際に、担当者より請求人に対し、耳あな型が必要な理由を確認するも回答を得られなかった。また、請求人が進捗状況に関し納得しておらず、今後の補装具費支給までの流れに関する説明に終始したため、担当者は、前記イ(ア)から(ウ)までの疑義・不明箇所について、確認することができなかった。

エ 令和元年12月24日、業者Aから連絡があり、前記イ(ア)から(ウ)までの疑

義・不明箇所について請求人に説明したものとの理解が得られなかつたため、処分庁から請求人に直接説明してほしい旨依頼があつた。

オ 令和元年12月27日、処分庁は、請求人に補聴器の支給可能個数や種別に対する考え方を説明するための文書を作成し、請求人に郵送した。

カ 令和2年1月14日、担当者は、業者Aに対し、本件見積書Aの訂正に係る進捗状況を確認したが、請求人の了承が未だ得られないとの回答があつた。

キ 令和2年1月17日、進捗確認のため来庁した請求人に対し、担当者は、進捗状況及び補聴器の支給要件等について説明の上、請求人が補聴器2個（両耳分）及び耳あな型の支給要件には該当していないことを伝えた。また、耳かけ型片耳分の申請であれば支給できる可能性が高いため、申請内容の再考を提案したが、請求人は、あくまで耳あな型両耳分の公費支給を主張し、担当者の説明に納得しないまま退庁した。

ク 令和2年1月20日、担当者は、業者Aに対し、本件見積書Aの訂正に係る進捗状況を改めて確認したが、業者Aからは、請求人の了承が得られる見込みが現状では立っていないとの回答があつた。

ケ 令和2年2月3日、担当者は、請求人が通所している生活介護支援事業所にて、請求人の担当ケアマネジャー（以下「担当ケアマネ」という。）及び当該事業所の管理者同席のもと、補聴器の支給要件等について再度説明したが、請求人は、前記キと同様、耳あな型両耳分の公費支給を繰り返し主張した。

また、請求人より、業者変更の可否について質問があつたため、可能である旨回答した。

コ 令和2年2月14日、請求人から、担当ケアマネを通して、業者Bの作成した見積書（以下「本件見積書B」という。）が処分庁に提出された。本件見積書Bは、耳あな型両耳分の見積書で、耳かけ型の記載は無かった。

これを受け、処分庁は、耳あな型両耳分の支給申請として審査手続を進めざるを得ないと判断し、同日、更生相談所長の補装具費支給の要否判定に本件見積書Bを用いること及び業者変更について担当ケアマネに確認した。これに対して、担当ケアマネからは、請求人が本件見積書Bを用いて判定依頼を行うことを希望しており、業者については請求人と本件意見書を作成した医師が相談の上変更となつたとの回答があつた。

サ 令和2年2月19日、処分庁は、更生相談所長に対し、本件申請に係る要否判定を依頼するとともに、本件意見書及び本件見積書Bを含む要否判定に要する書類一式を送付した。

シ 令和2年2月20日、更生相談所長は、要否判定に要する書類一式を受理した。精査の結果、耳あな型両耳分の支給要件に該当しない可能性が高いが、耳かけ型片耳分の基準価格は適用できることを確認した。また、当時、請求人は補聴器を所持しておらず、補聴器の装用により何とか会話が可能となる旨の申出があったことから、補聴器の装用自体は必要な状況にあると判断し、請求人の今後の申請に係る負担軽減の観点から、耳かけ型片耳分の支給についても併せて審査することとした。このため、更生相談所長は、業者Bに対し、請求人の了承を得た上で、耳かけ型片耳分の見積書の提出が可能であるか打診した。

ス 令和2年2月下旬、業者Bから、本件見積書Cが更生相談所長に提出された。

セ 令和2年2月25日、更生相談所長は、両耳に耳あな型を装用することについては、職業上真に必要とは判断できず、耳かけ型を装用可能であるため、耳かけ型で支給し、良聴耳である右耳のみの支給とすると判定し、翌26日付けて処分庁に対し判定書を送付した。なお、この際、本件見積書Cの原本も処分庁へ送付されている。

ソ 処分庁は、令和2年2月28日付けで本件却下処分を、同年3月2日付けで本件支給決定をそれぞれ行い、本件処分に係る通知書を請求人に送付した。

タ 令和2年6月1日、請求人は、本件処分に係る審査請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 判断

請求人は、就労していないことから職業上特に必要と認める事実が発生していないほか、両耳分を必要とする理由についても、請求人は処分庁に対して何ら説明をしていない。

また、請求人が提出した本件意見書では耳あな型を必要とする医学的理由の記載はなく、身体障害者手帳交付に係る身体障害者診断書・意見書においても、耳介の欠損や変形等の耳かけ型又はポケット型の使用が困難な医学的所見は記載されていないほか、前記(1)ウのとおり、処分庁が確認を行ったにもかかわらず、請求人は回答しなかった事実がある。

このような状況から、処分庁は、更生相談所長の判定結果に基づき本件処分を行ったところであることから、耳あな型両耳分については支給しないとしたこと及び耳かけ型右耳分について支給することとした処分庁の判断に裁量権の逸脱及び濫用は認められず、違法又は不当な点はないというべきである。

また、処分庁の弁明によれば、本件見積書Cについては、前記(1)シのとおり、更生相談所長が、業者Bに対し、請求人の了承を得ることを前提に提出の依頼を打診し、実際に提出されたものであることから、処分庁としては、本件見積書Cは請求人の承諾を得て追加提出されたものと認識し取り扱ったものであり、この点において、本件支給決定に違法又は不当な点があるとまではいえない。

さらに、請求人は本件支給決定が行われたから、本件却下処分が行われたと主張しているものと思料されるが、そもそも本件却下処分は請求人については基準に該当しないことから、更生相談所長の要否判定を経て行ったものであり、本件支給決定とは直接関係しないことから、請求人の主張は失当である。

このほか、基本構造が同一の範囲内であれば、基準額を超える補聴器を差額自己負担で購入することは可能とされていることから、仮に請求人が本人負担により耳あな型を購入する場合においても、処分庁が行った支給決定処分は本人に不利益になることはないと判断される。

よって、本件処分は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）及び関係通知に照らして適法かつ適正に行われたものであると認められることから、請求人の主張は失当である。

2 審理員審理の経過（日付は、令和2年）

6月12日	審査庁（札幌市長）が、本件請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
7月9日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
8月18日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
8月25日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和2年）

9月17日	審査庁が、本審査会に諮問
10月15日	第1回調査審議（令和2年度第7回札幌市行政不服審査会）

第6 本審査会の判断の理由

補装具とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものであること等の基準に該当するものとして、厚生労働大臣が定めるものをいい（法第5条第25項）、具体的な種目等については、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準（平成18年厚生労働省告示第528号）に定められている。

市町村は、障害者から申請があった場合において、当該申請に係る障害者の障害の状態から見て、当該障害者が補装具の購入等を必要とする者であると認めるときは、当該障害者に対し、当該補装具の購入等に要した費用について、補装具費を支給するものとされており（法第76条第1項本文）、補装具費の支給を受けようとする障害者は、市町村に対し、医師の意見書又は診断書、補装具の購入に要する費用の見積り等を添付して申請することとされている（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。）第65条の7第1項第6号及び第8号）。

また、市町村は、身体障害者福祉業務のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについては、身体障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）の技術的援助及び助言を求めなければならないと規定されており（身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第9条第7項）、補装具費の支給に当たって必要があると認めるときは、更生相談所の意見を聞くことができるとされている（法第76条第3項及び省令第65条の8第1項）。

なお、札幌市においては、札幌市保健福祉部長事務委任規則（昭和47年規則第44号）を定め、補装具費の支給に係る事務について、市長から各区の保健福祉部長に委任している（同規則第10号）。

これらの定めを受けて、札幌市では、札幌市補装具費支給事務取扱要綱（平成 18 年 9 月 29 日保健福祉局理事決裁。以下「要綱」という。）を制定し、必要な事項を定めており、盲人安全つえ、歩行補助つえ等以外の補装具に係る補装具費の支給決定に当たっては、更生相談所長の医学的判定を受けなければならない（要綱第 4 条第 1 項及び第 9 条）と定めるとともに、要綱に定めのない事項については、厚生労働大臣による地方公共団体に対する技術的助言（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項）と位置付けられている「補装具費支給事務取扱指針について」の制定について（平成 30 年 3 月 23 日障発 0323 第 31 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「取扱指針」という。）の規定を準用するものとしている（要綱第 15 条）。

取扱指針においては、補装具費の支給対象となる個数については、「原則として 1 種目につき 1 個であるが、身体障害者・児の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2 個とすることができます。」とされており（取扱指針第 2 の 1 (5)）、補聴器の対象者については、高度難聴用又は重度難聴用の補聴器が真に必要な者とされ、耳あな型については、ポケット型及び耳かけ型の使用が困難で真に必要な者とされている（取扱指針別表 1）。

以上を踏まえると、補装具費を支給し得る補聴器の名称（型）及び個数について、法令上明確な規定は存在しないものの、公費に基づく社会福祉制度の一環である以上、障害者の希望に応じ無制限に支給されるわけではなく、社会通念上一定の制限が存するものと解すべきである。この点、取扱指針において、原則として 1 種目につき 1 個としつつ、障害者の障害の状況等を勘案し、職業又は教育上等特に必要と認めた場合は、2 個とすると能够るとされていること及び耳あな型の支給対象者が、より安価で取扱いも比較的容易であり一般的なポケット型及び耳かけ型の使用が困難で真に必要な者とされていることについて、格別合理性や公平性を欠いているとは認められず、合理的なものであると認められる。

そこで、本件についてみると、請求人は、両耳分（2 個）の耳あな型に係る補装具費の支給を求めて、本件申請を行ったものと認められる。

しかし、請求人は就労しておらず、両耳分の補聴器を必要とする理由について、請求人は処分庁に対して何ら説明をしていないほか、本件意見書では耳あな型を必要とする医学的理由の記載はなく、身体障害者手帳交付に係る身体障害者診断書・意見書

においても、耳介の欠損や変形等の耳かけ型又はポケット型の使用が困難であることかうかがわれる医学的所見は記載されていない。加えて、前記第3の1(1)ウのとおり、処分庁が請求人に耳あな型が必要な理由を確認したにもかかわらず、請求人は回答しなかったことが認められる。

処分庁は、請求人に対して耳あな型両耳分に係る補装具費の支給要件に該当しないことを何度も説明したものの、請求人の意思に変化が認められないことから、耳あな型両耳分の必要性について更生相談所長に判定を依頼したところ、更生相談所長は、耳あな型両耳分の必要性は認められない可能性が高いものの、処分庁が作成し更生相談所長に提出した補聴器調査書において、請求人が補聴器を所持しておらず、補聴器装用により何とか会話が可能となる旨の記載があったことから、補聴器の装用自体は必要な状況にあると判断し、請求人の今後の申請に係る負担軽減の観点から耳かけ型片耳分の必要性についても併せて審査することとし、業者Bに対し請求人の了承を得た上で耳かけ型片耳分の見積書を提出することが可能であるか打診したところ、業者Bから本件見積書Cが提出されたものと認められる。

本件見積書Cの提出を受けた更生相談所長は、耳かけ型片耳分の必要性についても併せて判定を行ったところ、「両耳に耳あな型を装用することについては、職業上真に必要とは判断できず、また、耳かけ型装用可能のため、耳かけ型で支給し、良聴耳である右耳のみの支給とする」との結論に至ったものであるが、本件意見書及び補聴器調査書に記載された請求人の状況から判断すると、当該判定に不合理な点は認められず、これに基づき行われた本件却下処分及び本件支給決定については、いずれも違法又は不当な点は認められないというべきである。

ところで、請求人は、自分の承諾を得ずに業者Bから本件見積書Cが提出されたものであり、申請したものと審査された書類が違う旨主張していることが認められる。この点、本件見積書Cについては、更生相談所長が請求人の了承を得た上での提出を業者Bに打診した結果、実際に提出されたことから、処分庁としては、請求人の承諾を得た上で提出されたものと認識し取り扱ったとのことである。更生相談所長の対応は、請求人の今後の申請に係る負担軽減を考慮して行ったものであると認められ、不合理な点があるということはできず、処分庁においても請求人の承諾を得たものとして取り扱い、本件支給決定を行ったことについて、違法又は不当な点があるとまではいえない。

さらに、本件処分は、本件見積書Bに代えて本件見積書Cに基づいて行ったものではなく、本件見積書Bに基づいて本件却下処分を行い、本件見積書Cに基づいて本件支給決定を行ったものであると認められ、仮に本件見積書Cが提出されなかつた場合は、本件却下処分のみが行わされたものと考えられる。補聴器については、基本構造が同一の範囲内であれば、基準額を超える補聴器を差額自己負担で購入することは可能とされていること（「補聴器の差額自己負担の取扱いについて」（平成19年1月11日付け札障2275号）及び「補聴器取扱いの留意点について」（平成23年4月26日付け札身第77号））から、高度難聴用の耳あな型と基本構造が同一の高度難聴用の耳かけ型に係る補装具費の支給が決定された本件支給決定は、請求人が耳あな型を購入する場合においても、差額のみを自己負担することで購入できることとなり、請求人に不利益になることはないものと判断される。したがって、仮に本件見積書Cに基づいて行われた本件支給決定を取り消すべき理由があるものとしたとしても、本件見積書Bに基づいて行われた本件却下処分を取り消すこととはならないものであり、本件支給決定のみを取り消すこととすることは、請求人の不利益にもなり得るため、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第48条（不利益変更の禁止）の規定の趣旨に鑑み、本審査会においてそのような判断を行うことは適当ではない。

以上より、本件見積書Cは請求人の承諾を得ずに提出されたものであり、申請したものと審査された書類が違うことを理由として本件処分の取消しを求める請求人の主張には理由がないものというべきである。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものと認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹
委員 林 賢 一
委員 片 桐 由 喜